

## 《入札条件》

【福山地区消防組合消防局庁舎外10建築物等定期点検業務委託】

(1)入札保証金	免 除
(2)入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額(落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として納入のこと。
(3)契約保証金	免 除
(4)入札書の提出方法	<p>① 入札書を<b>2025年(令和7年)12月11日(木)午後5時まで</b>に消防局総務部総務課に到達するように提出すること。(※必着)</p> <p>② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とすることで、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>③ 入札回数は、初度を含めて3回までとする。 再度入札を実施する場合は、別途連絡をするので、その指示に従うこと。</p>
(5)落札者の決定方法	<p>予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者について、後日入札参加資格の審査を行い、有効な入札書を提出したと認められる者を落札者とする。</p> <p>なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者が2者以上いるときは、全ての該当者の入札参加資格の審査を行い、有効な入札書を提出したと認められる者について、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。</p> <p>また、本案件に最低制限価格の設定はない。</p>
(6)契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(7)特記事項 公正な入札の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。</li> <li>② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。</li> <li>③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。</li> <li>④ 入札者は、福山地区消防組合(以下、本組合)が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。</li> </ul> </li> <li>・ 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。</li> </ul> <p>また、本組合が入札談合に関する情報を入手した場合において、本組合の事情聴取等の結果、</p> <p>ア) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。</p> <p>イ) 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。</p>
(8)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務場所、その他必要事項は設計図書等において説明するとおりとし、入札条件、入札心得を承諾のうえ入札すること。</li> <li>・ 再度の入札において、その入札が1である場合は、無効とする。</li> </ul>

# 入札心得

## (執行について)

- (1) 入札人は、仕様書、設計書、図面、公告及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ所定の入札書により入札してください。
- (2) 入札人は、福山地区消防組合が準用する福山市契約規則、その他関係法令を承諾のうえ入札してください。
- (3) 入札人は、公告等により指定した場所に入札書を送付してください。
- (4) 再度入札において、前回の最低価格以上の入札は無効とし、再度の入札には、参加できません。
- (5) 業務の入札において、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## (入札書について)

- (1) 所定の入札書を使用し、入札書への記入事項（名称、場所等）は、所定の欄に明確に記入し、押印は朱肉でしてください。なお、入札書の日付は、入札書を記載した日付を記入してください。
- (2) 入札人は、提出した入札書の引換え、又は、変更若しくは取消しをすることはできません。
- (3) 入札人は、入札書の記載事項について、訂正、挿入、又は削除したときは、その箇所に押印してください。ただし、金額の訂正是認めません。
- (4) 入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いてください。  
(例￥123,000)
- (5) 入札書は、郵便等入札試行要領に基づき、内封筒及び外封筒の二重封筒により指定した方法で送付してください。

## (無効入札について)

次のような場合に該当する入札は、無効となります。なお、無効の入札をしたときは、再度の入札に参加することができません。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (6) 一の入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (8) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない入札
- (10) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (11) 指定された方法以外により入札書を提出した入札
- (12) 到着期限を過ぎて到着した入札
- (13) 郵便等入札において、内封筒記載の業務名と入札書の業務名が相違する入札
- (14) 郵便等入札において、内封筒に業務名等の必要事項が記載されていない入札
- (15) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (16) その他特に指定した事項に違反した入札